

東串良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

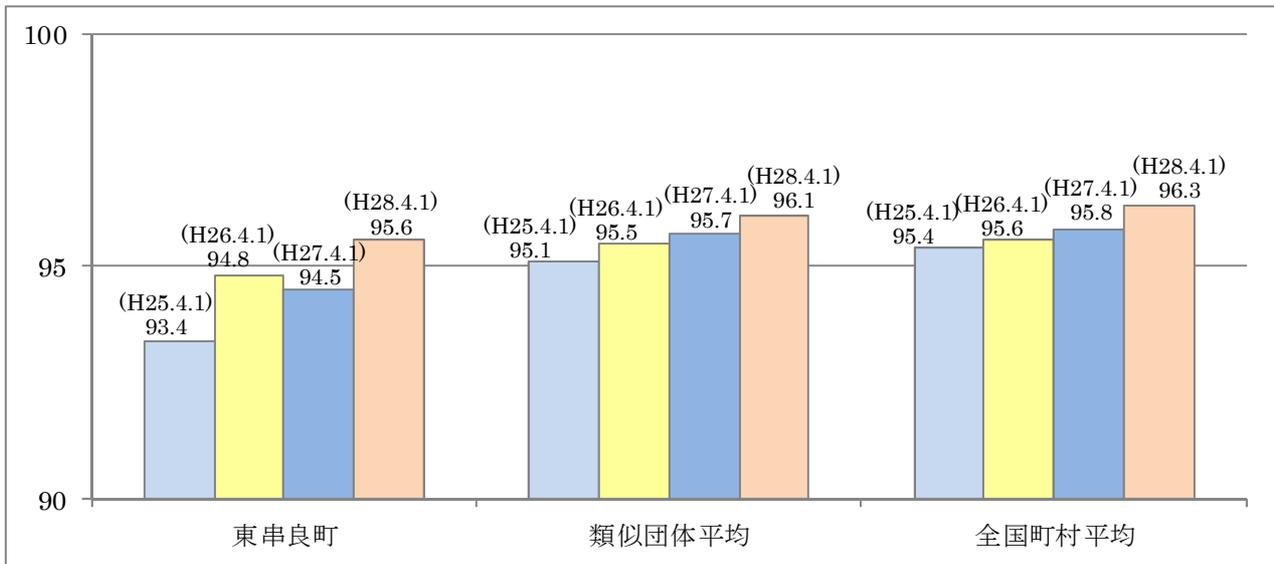
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 6,902	千円 4,179,355	千円 284,490	千円 799,853	% 19.1	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 82	千円 299,469	千円 37,107	千円 121,334	千円 457,910	千円 5,584	千円 5,623

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

① 定年退職を向かえる職員が多くなり、それに伴いその職責を国に比べ若い職員が担うことになり、給料に関してもその職責にて決定されるため。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率) %		
28年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ  
イレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数) 月		
28年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の  
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手  
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施  
の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層につい  
ては、2級12号まで据え置きとし、高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、  
3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当は支給していないため対象外。

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東串良町	39.1 歳	286,496円	310,492円	305,811円
鹿児島県	43.2 歳	330,689円	418,752円	372,775円
国	43.6 歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.8 歳	307,432円	353,054円	336,977円

#### ② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
東串良町	— 歳	3 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち調理員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	調理士	45.6 歳	199,700 円	—
うちその他技能労務職	35.5 歳	2 人	241,900 円	284,900 円	284,900 円	—	— 歳	— 円	—
鹿児島県	52.0 歳	243 人	328,683 円	386,373 円	362,610 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.8 歳	4 人	303,756 円	326,542 円	318,047 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東串良町	— 円	— 円	—
うち調理員	— 円	2,708,800 円	—
うちその他技能労務職	4,654,790 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(平成 25～27 年の 3 カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、経験年数、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された民間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎日支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		東串良町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	151,500円	—
	中学卒	126,400円	134,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

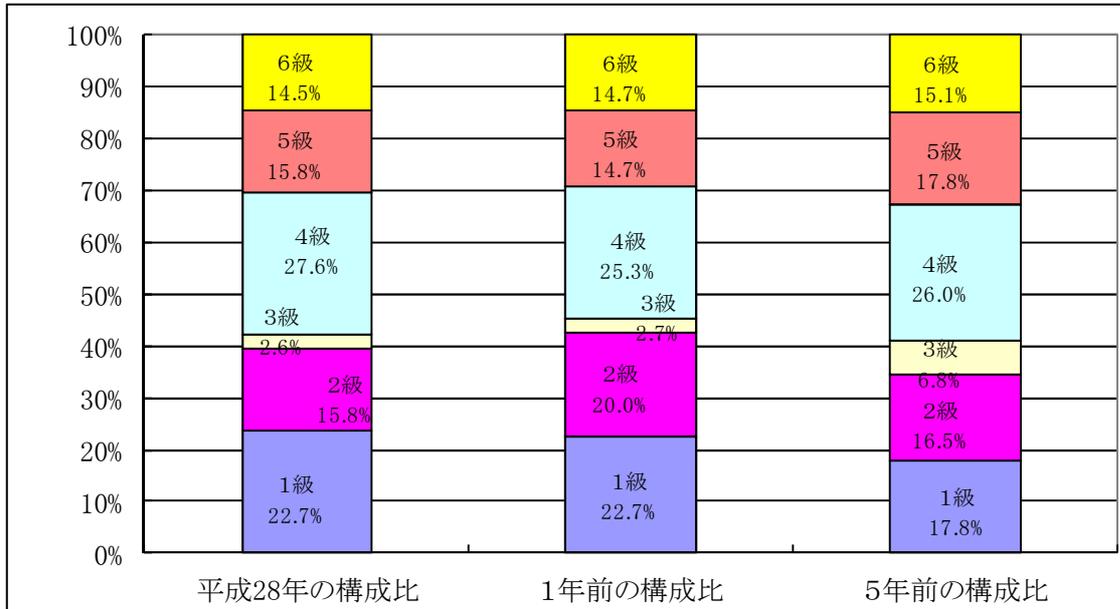
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,800円	335,000円	— 円	396,100円
	高校卒	250,500円	316,500円	— 円	391,000円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事補 2 主事	人 18	% 23.69	円 140,100	円 246,100
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事	人 12	% 15.79	円 190,200	円 303,000
3級	主査の職務	人 2	% 2.63	円 226,400	円 348,800
4級	1 主幹の職務 2 係長の職務	人 21	% 27.63	円 259,900	円 379,800
5級	課長補佐又は次長の職務	人 12	% 15.79	円 286,200	円 391,800
6級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局の長（以下「課の長」という。7級に掲げる課の長を除く。）又は参事の職務	人 11	% 14.47	円 317,000	円 409,000
7級	特に重要な業務を所掌する課の長で、町長が定める課の長の職務	人 —	% —	円 361,300	円 443,700

- (注) 1 東串良町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年 4 月 1 日に 8 級制から 7 級制に変更している。  
 (旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	東串良町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

東串良町	鹿児島県	国
1人当たりの平均支給額(27年度) 1,309 千円	1人当たりの平均支給額(27年度) 1,623 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	東串良町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

東串良町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	27.405 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.590 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		19,730 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（○年度決算）			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（○年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレス指数			○○. ○	
(ラスパイレス指数)			(●●. ●)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（○年度決算）		千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（○年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）		%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (○年度決算)	左記職員に対する支給 単価
○○手当			千円	月額○○円
○○手当			千円	1 件当たり○○円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	12,011 千円
職員1人当たり平均支給年齢(27年度決算)	152 千円
支給実績（26年度決算）	11,01 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	139 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき6,500円 配偶者のいない場合の扶養親族1人まで11,000円 その他の扶養親族1人につき5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	千円 15,233	円 267,000
住居手当	借家（家賃月額12,000円を超える場合に限る） 家賃月額23,000円までは12,000円との差額 家賃月額23,000円を超える場合は超える額の1/2（限度額16,000円）に11,000円を加えた額	同じ	—	千円 5,155	円 271,000
通勤手当	交通機関等利用者 運賃額に応じ55,000円を限度に支給 自動車等利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上 距離に応じて4,100円から24,500円	同じ	—	千円 1,647	円 30,000
管理職手当	管理又は監督の地位にある課長 6級 35,000～30,000円	異なる	支給単価	千円 2,880	円 240,000

## 5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	759,000 円 ( — 円)	(	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 市 町 村 長	594,000 円 ( — 円)	(	817,000 円 /	378,500 円		
報 酬	議 長	306,000 円 ( — 円)	(	364,000 円 /	220,000 円		
	副 議 長	248,000 円 ( — 円)	(	285,000 円 /	177,000 円		
	議 員	227,000 円 ( — 円)	(	263,000 円 /	143,000 円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.15 月分 (15%加算措置あり)					
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15 月分 (15%加算措置あり)					
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
		759,000×在職月数÷12ヶ月×5.0	15,180,000円	任期ごと			
		594,000×在職月数÷12ヶ月×2.8	6,652,800円	任期ごと			
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

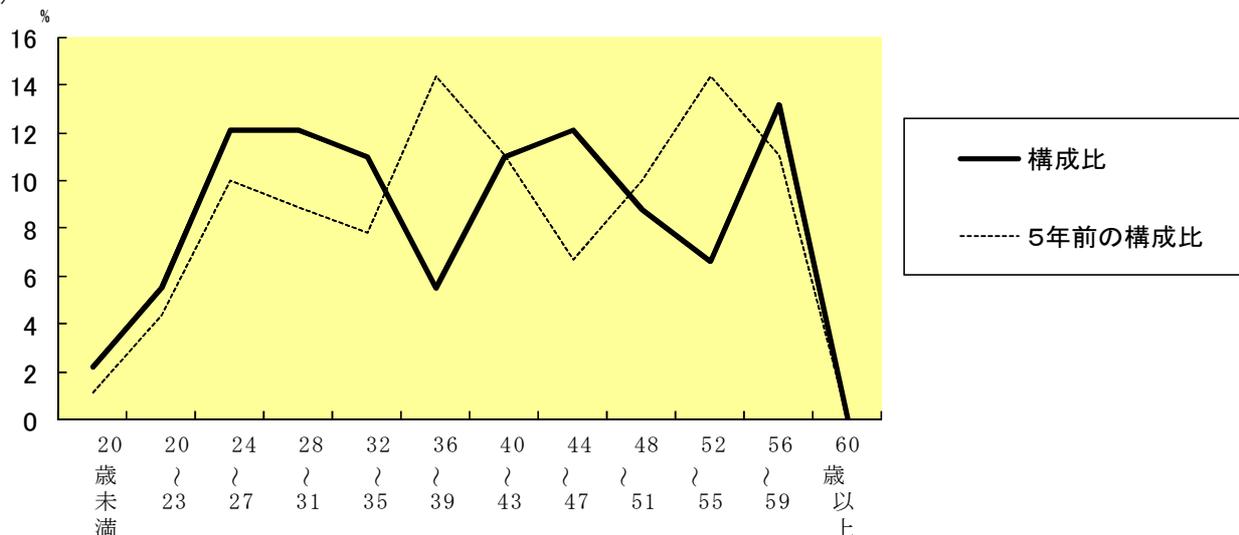
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成27	平成28					
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 務 7 総 務 6 税 務 17 農 林 水 産 1 商 工 6 土 木 8 民 生 6	2 24 6 17 1 6 8 6	2 24 6 17 1 6 8 6	1 △1	鹿児島県後期高齢者医療広域連合に職員派遣退職に伴う欠員不補充(再任用対応)	
	計		70	70			<参考> 人口1万人当たり職員数 104.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 126.84人)
	教育部門		12	12			
	消防部門						
	小 計		82	82			<参考> 人口1万人当たり職員数 133.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 153.09人)
	公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 他	1 7	1 8	1		育児休業職員の補充
	小 計	8	9	1			
合 計		90 [ 95 ]	91 [ 95 ]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.68人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	11人	11人	10人	5人	10人	11人	8人	6人	12人	0人	91人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	67	68	69	69	70	70	3(104.48%)
教育	14	14	15	14	12	12	△2(85.71%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計	81	82	84	83	82	82	1(101.23%)
公営企業等会計計	9	8	8	8	8	9	—(—%)
総合計	90	90	92	91	90	91	1(101.11%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 38,269	千円 37,621	千円 —	% —	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参考)類似団体 平均1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 7,007

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東串良町	— 歳	— 円	— 円
団体平均	44.5 歳	371,053円	582,955円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

東 串 良 町		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
— 千円		1,606 千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

東 串 良 町			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	27.405 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.590 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.590月分	49.590 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額			— 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（○年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（○年度決算）				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）				%
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （○年度決算）	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千円	月額〇〇円
〇〇手当			千円	1件当たり〇〇円

オ 時間外勤務手当

支給実績（○年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）	千円
支給実績（○年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）	千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （27年度決算）
扶養手当	4-(6)と同じ	同じ		— 千円	— 円
住居手当	4-(6)と同じ	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	4-(6)と同じ	同じ		— 千円	— 円
管理職手当	4-(6)と同じ	同じ		— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	4-(6)と同じ	同じ		— 千円	— 円